

東京都の知財への取り組み

東京都知的財産総合センター

はじめに

東京都では、平成15年4月、都庁内に「東京都知的財産活用本部」（以下「活用本部」という。）を設置するとともに、秋葉原に「東京都知的財産総合センター」（以下「知財センター」という。）を開設し、中小企業の知的財産活動支援を開始した。

活用本部は、産業労働局長を本部長とし都の専門委員2名他を加えた会議体であり、中小企業への知財支援の基本戦略の策定（「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」）と支援施策の策定を行った。

知財センターは、活用本部の策定した支援施策の実施拠点であり、(1) 知的財産戦略の重要性を知る、(2) 自社にしかない知的財産を創る、(3) 競争優位を確立するという3つの施策体系に基づき、中小企業の知的財産活動支援を実施している。

本稿では、開設以来5年目を迎えている知財センターのこれまでの実績を中心に、東京都の知財への取り組みの現状について述べる。

(1) 知財センターの組織・人員

知財センターは、秋葉原の本部に加え、城東（葛飾区）、城南（大田区）および多摩（立川市）の各中小企業振興センターに支援室を置いている。

相談員は、これら支援室の相談員を含め14名で構成され、全員企業の知財部門のベテランOBである。なお、この相談員の中には国より派遣の特許情報活用支援アドバイザー2名を含んでいる。これに所長、事務局7名を加え22名で運営されている。さらに、本部には、毎日午後弁護士、弁理士が常駐し、専門的な相談に応じている。

知財センターの主な事業は、相談事業、普及啓発事

業、助成事業である。これら事業の実績について以下に述べる。

(2) 相談事業

相談は、先ず一般相談ということで、企業において知的財産業務を長期間経験した相談員が対応し、中小企業の話をよく聞くところから始め、問題点を整理し、相手の立場で考え、丁寧にアドバイスを行う。そして、資格を有する専門家の意見を聞くべき案件については、秋葉原の本部で弁理士、弁護士が相談に加わる。全ての知的財産について、その創造から、保護、活用まで一貫した相談に応じている。

相談件数は年々増加し、平成18年度は3,644件であった。上記の取り組みが評価されているものと考えている。

相談内容の内訳では、権利取得が38%と最も多い。係争とライセンス契約の相談も合わせて16%と比較的が多い。知財の種類では特許・実用新案が70%と圧倒的に多いが、最近は著作権の相談が増加している。業種では製造業が34%と最も多いが、サービス業も17%と比較的多い。

来所相談に加え、相談員が企業を訪問して実践的に支援する事例も増加している。支援テーマは知財管理、出願、紛争対応と多岐にわたっている。出願支援、権利化支援、取得した特許権の大企業への実施許諾支援まで一連の支援を実践的に行い、当該企業の売上げ拡大に貢献できた事例もある。今後も、知的財産戦略立案にまで支援の幅を拡げ、実践的支援に積極的に取り組んでいきたい。

東京都は、知的財産以外にも、中小企業支援のため様々な施策を講じている。

知財センターが属する(財)東京都中小企業振興公社においても新事業・新製品・新技術開発支援や販路開拓支援等を実施しており、(地独)東京都立産業技術研究センター等が中小企業の技術支援を行っている。知財センターは、このような施策との連携を行っており成果も出てきている。今後とも連携を一層強化し、相談業務の実効性を高めていきたいと考えている。

(3) 普及啓発事業

東京都は、知財センター開設以来、「東京都中小企業知的財産シンポジウム」を年1回開催している。18年度は「鍛えよう！知財のチカラ」をテーマに、六本木アカデミーヒルズ49にて実践的な内容で開催した。600名を超す参加者があり、大変好評であった。19年度は11月に同じく六本木アカデミーヒルズ49にて「知財を活かして未来へ！」をテーマに開催の予定である。

小規模なセミナーも数多く実施している。平成18年度は、中小企業向けセミナーを37回、IPDL活用セミナーを73回、その他11回計121回のセミナーを実施し、合計で約1,700名が参加した。なお、中小企業向けセミナーとIPDL活用セミナーについては、入門、基礎、応用といった講座の体系化を図っている。今後とも、これらセミナーを積極的に開催し、普及啓発に努めていきたい。

さらに平成19年度から「知財MOT人材育成セミナー」を実施することとなった。本講座は、中小企業の経営者・知財担当者・開発担当者が、知財を活用した経営戦略を学ぶ6回連続の講座であり、東京理科大学専門職大学院の全面的協力を得て実施するものである。

普及啓発のための情報発信としては、中小企業にとって分かり易い知財のマニュアルを毎年発行している。これまで特許、商標、著作権、意匠のマニュアルを発行し、好評を得ている。19年度は、不正競争防止法中心のマニュアルを作成する予定である。

また、弁理士を探したいという相談者の要望に応えるべく、「弁理士マッチング支援システム」を構築した。これは、日本弁理士会と連携し、電子メールを活

用した中小企業と弁理士の出会いの場を提供するシステムであり、平成19年3月に運用を開始した。10月現在、登録弁理士は約140名で、毎月数件中小企業からの依頼メールが届いている。本システムの詳細は、知財センターのHP(URLは後掲)を参照されたい。

(4) 助成事業

東京都の中小企業向け知財関連の助成事業には、「外国特許出願費用助成事業」と「外国侵害調査費用助成事業」の2つがある。

「外国特許出願費用助成事業」は、外国特許出願に要する費用の1/2を300万円を限度として助成するもので、多数の応募がある。平成16年度から18年度までに352件の応募があり、審査の結果221件が助成対象となっている。なお、平均助成金額は、180万円強である。出願国で特許が取得できた事例や、事業展開に結びついた事例がかなり出ている。

「外国侵害調査費用助成事業」は、外国における自社製品等の模倣や権利侵害について、その事実確認調査に要する費用の1/2を200万円を限度として助成するものである。残念ながら平成16年度から18年度まで4件の助成実績しかない。中小企業にとって調査した後の対応(例えば訴訟提起等)が難しいからと思われる。この点を踏まえ、助成費用の対象を輸入差込に要する費用にまで拡大し、今後の応募に期待している。

(5) 関連機関との連携

東京都では、上記知財センターでの支援施策展開とともに、関連機関との連携も積極的に行っている。

一つ目は、日本弁理士会関東支部第1部会(東京担当)との4回/年程度の定例連絡会である。

二つ目は、東京都が主催する「東京都中小企業知的財産連絡協議会」である。これは、東京都の中小企業の知的財産を支援する機関の連絡会で、本年10月に発足したものである。日本弁理士会関東支部、関東経済産業局特許室、(独)中小企業基盤整備機構関東支部、東京都商工会連合会、東京商工会議所はじめ東京都の6商工会議所、(社)発明協会東京支部が参加している。

今後、2回／年程度の頻度で開催の予定である。

三つ目は、知財センターと、知財センターに弁護士を派遣願っている東京3弁護士会との2回／年程度の定例合同連絡会である。

これら連絡会を通じて関係機関との意思疎通を図り、より効率的な支援業務を展開して行きたい。

おわりに

以上、知財センターの実績を中心に東京都の知財への取り組みについて述べてきた。東京都としては、今後とも中小企業のニーズに対応した支援施策を展開していきたいと考えている。

おわりにあたり、折角の機会であるので日本弁理士会へのお願いを申し上げたい。

知財センターの運営を通じて多くの弁理士の方々と接触する機会を得て、中小企業のために本気で汗水を流しておられる弁理士の多いことを実感できた。

単なる出願代理ではなく、中小企業の経営にまで立ち入ってアドバイスをし、その企業を上場できるまで導いたとの事例もお聞きし、感銘を受けた。

しかし一方、相談事例の中には、信じられない多数の請求項からなる出願や、一つの発明で多くの出願がなされる等、弁理士の対応が不適切と思われる案件が

ある。これらは、一部の弁理士の個人の資質の問題と思われるが、弁理士会による倫理規定遵守の指導徹底を強くお願いしたい。

また、これほどではなくても、依頼元の中小企業と弁理士間双方のコミュニケーション不足に起因すると思われる不具合事例も多数ある。知財センターでは、事業に役立つ強い権利を取得するには弁理士に依頼したほうが良いと勧めている。さらに、先行技術の調査を行い、それらと自分の発明との関係を明確にした上で弁理士へ依頼する等のアドバイスをを行っている。相談者と一緒にこれら作業を行う場合もある。弁理士側でも中小企業の立場への理解を深めるとともに、社会貢献への意識も持って頂き、中小企業フレンドリーな弁理士がより一層増えることを期待している。

今後とも東京都の中小企業支援施策および知財センターの運営に対し絶大なるご支援をお願いしたい。

以上

お問い合わせ先

(財)東京都中小企業振興公社
東京都知的財産総合センター

TEL : 03-3832-3655

E-mail : chizai@tokyo-kosha.or.jp

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

読者の声 (10月号について)

「ローマ法を継受したわが国の弁理士像」は、ローマ法と英米法の違い、ローマ法の特徴が分かり易く解説されていて参考になりました。

著者の藤原稲治郎会員に感謝します。

(高瀬 彌平・会員)

「読者の声」投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをEメールにてお寄せ下さい。

●宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室「読者の声」係

TEL : 03-3519-2361 FAX : 03-3519-2706

投稿原稿はこちら… patent-bosyuu@jpaa.or.jp

※ 500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記のうえ、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。